

～施行者登録をご希望の業者の方は必ずお読みください～

明石市高齢者等住宅改造費助成事業について

1 業者登録について

別紙の明石市高齢者等住宅改造費助成事業施工者登録要領第3条をご覧ください。

必要書類…①施工者登録申請書 ②登記簿謄本〈法人〉又は住民票〈個人〉（発行 3か月以内）

③納税証明書(その3の3 法人税及び消費税の未納なし証明用)〈法人〉(発行 3か月以内)
又は 納税証明書(その3の2 所得税及び消費税の未納なし証明用)〈個人〉(発行 3か月以内)

④建築業許可証(コピー可)

2 事業の流れ

項目	内容	提出書類など
窓口への相談・受付	右記提出書類一式を受付後、市職員から対象者の自宅への訪問日時などをご連絡します。	①受付票 ②基本情報シート ③ケアプラン ④図面(現状、計画)
初回訪問調査	市職員(ケースワーカーと理学療法士)が対象者宅を訪問し、制度の説明、対象者の身体状況や、日頃の生活状況、改造計画の内容を確認します。 浴室や便所等の工事完了後に手すりを設置する場合、完成訪問時に対象者の動作確認を行った上で、手すりの設置位置を決める工事(手すりの後付け)も対象工事としております。 改造計画が決まれば最終確認を行います。訪問後、改造計画を反映した図面などをご提出いただきますので、必ず内容を記録してください。	<書類作成上のポイント> ○見積書は、箇所毎に金額を算出し作成してください。また、工事費と材料費とを適切に区分してください。 ○図面は、現状図面と計画図面の2枚を作成し、改造箇所の段差や設置する手すりの長さ・高さがバリアフリー化とわかる必要な寸法をすべて記載してください。
申請書類の提出	申請書類の内容については、事前に対象者やご家族に了承を得てから、市の担当部署に提出してください。 申請書類一式すべてが不備なく提出された日を申請日とします。同時に、介護保険の住宅改修費などの申請手続きも進めてください。 ※申請は毎年度4月1日から受け付けます。	①工事計画書 ②見積書(表紙含)・仕様書 ③(初回訪問時の改造計画を反映した)図面 ④工事前の写真 ⑤(賃貸住宅の場合)工事承認書、模様替許可書(市県住)の写し
改造工事	見積書や図面が改造計画を反映していることが確認できれば対象者に利用決定通知書を送付します。 工事の日時などを調整の上、対象者と契約し、改造計画を踏まえた工事を施工してください。また、工事完了後には市の担当部署にご連絡ください。 ※工事の着手は、申請書類が不備なく提出された2週間以降としてください。	<注意事項> ○工事内容の変更・追加があった場合、また、対象者が入院・入所・死亡された場合は、すみやかにご連絡ください。
実績報告等	工事完了後、完成訪問調査を行い、改造計画どおりに施工されているかを確認します。必ず立ち会ってください。 訪問調査後、右記書類一式を提出してください。内容に不備がなければ助成金額を決定し、対象者に交付決定通知書を送付します。その後、助成金が交付されます。 ※実績報告は、毎年度3月10日までに提出。	①工事内訳書(表紙含) ②図面 ③契約書の写し(又は工事請負請書) ④実績報告書 ⑤工事完了後の写真 ⑥委任状(受領委任払の場合)

※介護保険の住宅改修費等に関しては、上記以外の手続きが別に必要となります。

-----<問い合わせ先>-----

◇ 高齢者総合支援室(本庁2階7番窓口) TEL 078-918-5288 FAX 078-918-5106

◇ 障害福祉課(本庁1階) TEL 078-918-1344 FAX 078-918-5244